

鳥取県美術展覧会運営委員会（鳥取県美術展覧会運営部会）委員（学識経験者）応募要項

1 趣旨

鳥取県美術展覧会運営委員会（鳥取県美術展覧会運営部会）について、県民の参画を進めるため委員（学識経験者）を公募します。

2 募集内容

- (1) 募集人数 1名
- (2) 任 期 任命の日から令和10年3月31日（金）まで（予定）
- (3) 募集資格 次のアからキまでのすべてを満たす方
- ア 大学（短期大学を含む）、高等学校、中学校、義務教育学校（後期課程）及び特別支援学校（中学部）の教員（美術分野）又はその経験者であり、鳥取県美術展覧会の運営について中立的な立場から意見を述べることができる方
- イ 令和8年4月1日現在で、満18歳以上である方
- ウ 県内在住である方
- エ 委員任命時に、県の他の附属機関の委員に就任していない又は就任の予定のない方
- オ 運営委員会に出席できる方
- カ 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定される暴力団員等でない方
- キ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方
- (4) 応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により、応募先へ提出してください。
- (5) 応募先・問合せ先
- 鳥取県地域社会振興部文化政策課 振興担当
- 〒680-8570（県庁の住所の記載は不要です。）
- 電話 0857-26-7133
- ファクシミリ 0857-26-8108
- 電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp
- (6) 応募期限 令和8年2月12日（木）17時必着

3 選考方法等

- (1) 提出していただいた応募用紙により書面審査を行い、決定します。なお、応募者多数の場合など、必要に応じて面接を実施することがあります。
- (2) 選考結果は、令和8年2月下旬頃までに応募者ご本人あてに郵送でお知らせします。
- (3) 応募用紙は、文化政策課ホームページからダウンロードできます。

4 鳥取県美術展覧会運営委員会（鳥取県美術展覧会運営部会）について

- (1) 目 的 鳥取県美術展覧会の出品規定、審査員の決定等について調査審議する。
- (2) 構 成 24名以内（洋画、日本画、版画、彫刻、工芸、書道、写真、デザインの各部門2名、会場代表者各1名及び学識経験者3名以内で構成）
- (3) 会議開催時期 4月～6月に1回、1月～3月に2回（年3回予定）
- (4) その他 県の規定に基づき、報酬と会議出席のための旅費（実費相当）をお支払いします。